

福岡県立香椎工業高等学校同窓会規約

2021(令和3)年 11月 17日 改定版

目次をクリックすると、その先頭に移動します。

第 1 条 (名称)

第 2 条 (目的)

第 3 条 (会員)

第 4 条 (事業)

第 5 条 (役員・選出)

第 6 条 (役員任期及び任務)

第 7 条 (機関・会議)

第 8 条 (地域・職域等同窓会)

第 9 条 (会費)

第 10 条 (会計)

第 11 条 (規約・規程等の改定)

第 12 条 (その他)

付則

福岡県立香椎工業高等学校同窓会規約

第1条(名称)

本会は、福岡県立香椎工業高等学校同窓会「香峰会」と称し、事務局を母校内(福岡市東区香椎駅東2-23-1)に置く。

第2条(目的)

本会は、会員相互の連絡を図り、親睦を厚くし、各自発展の基礎とし、後進の指導・支援にあたりと共に母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条(会員)

本会は、次の会員で組織する。

1 正会員

- ① 福岡県立香椎工業高等学校を卒業した者
- ② 上記の学校に在学した者で、入会を希望し、常任委員会の承認を得た者

2 特別会員

- ① 現職員及び旧職員

第4条(事業)

本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦及び援助を図り、連絡を緊密にする活動
- 2 定期総会の開催
- 3 母校の発展に関する活動
- 4 同窓会名簿の管理
- 5 会報の発行、ホームページ作成・更新
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第5条(役員・選出)

本会に次の役員を置く。選出は次の通りとし総会に諮り決定する。

- | | | | |
|---|------|-----|------------------------------|
| 1 | 会長 | 1名 | 常任委員会において正会員の中から選出し、総会に報告する。 |
| 2 | 副会長 | 若干名 | 常任委員の中から会長が委嘱する。 |
| 3 | 会計 | 2名 | 常任委員の中から会長が委嘱する。 |
| 4 | 会計監査 | 2名 | 正会員の中から選出し、会長が委嘱する。 |
| 5 | 常任委員 | 若干名 | 正会員の中から選出し、会長が委嘱する。 |
| 6 | 校内幹事 | 若干名 | 母校の現職員から会長が委嘱する。 |
| 7 | 顧問 | 若干名 | 会長が委嘱する。 |
| 8 | 相談役 | 若干名 | 会長が委嘱する。 |

第6条(役員の任期及び任務)

役員の任期は、3年とし再任は妨げない。

- 1 会長 本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長 会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代行する。
- 3 会計 本会の会計を司る。
- 4 会計監査 本会の会計を監査し、その適否を総会に報告しなければならない。
- 5 常任委員 会務の運営について協議及び審議を行うと共に会員との連携に当たる。
- 6 校内幹事 本会と母校との連絡・調整事項を処理する。
- 7 顧問 本会の重要事項に関し会長の諮問に応ずるものとする。
- 8 相談役 本会の事業遂行上の相談に対し助言等を行うものとする。

第7条(機関・会議)

本会の会議は、以下とする。

1 総会

総会は、毎年開催し、会員の出席をもって成立する。但し、必要に応じ会長は臨時総会を招集することができる。決議は出席者の2/3以上の賛成をもって決する。

次の事項を審議・決定する。

- (1) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事。
- (3) 役員を選任に関する事。
- (4) その他本会の運営上必要と認める重要事項。

2 常任委員会

会長、副会長、会計、校内幹事、常任委員で構成し、本会は会長が招集して随時開催する。構成員の半数以上の出席で成立とし、出席役員の過半数の同意をもって決する。

次の事項の協議及び審議を行う。

- (1) 事業遂行上必要とする事項
- (2) 会員に周知し、連携する事項
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) その他会務の運営上必要とする事項

第8条(地域・職域等同窓会)

- 1 地域又は、職域等の会員で組織された同窓会と本会は、緊密な連携を保つものとする。
- 2 地域又は、職域等の同窓会を構成したときは、その名称、事務所、会員数、役員名及び活動状況等を本会の会長あて速やかに届け出るものとする。

第9条(会費)

正会員は入会金及び終身会費を納入する。
会費の金額他は「同窓会施行規程」に定める。

第10条(会計)

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日迄とし、本会の経費は、入会金、終身会費、寄付金その他の収入を以てこれに充てるものとする。

第11条(規約・規程等の改定)

- 1 本規約の変更は常任委員会で決議して、かつ総会の承認を得て改定する。。
- 2 本規約の施行についての諸規程及び諸細則は常任委員会の承認をもって別に定める。

第12条(その他)

本規約の細則は、別途「同窓会施行規程」並びに「同窓会施行細則」に定める。

付則(全面改正)

本規約は、2009(平成21)年12月1日より施行する。

1 2013(平成25)年4月1日 改定

第1条-住所記入、3条-②項追記、4条-5項に追記、5条-選考集団及び文言修正、7条-議決数に以上を追記、9・10条-終身会費へ変更、11条-規程名を明記

2 2018(平成30)年12月1日 改定

第1条-福岡県立を追記、5条-8項を追記、6条-表題の任期と8項を追記、7条-議決条件を1・2項で変更 2項の構成員・開催条件を追記 9条-規程名統一、11条-全文追記、12条-1項の規程名統一と細則を追記 2項を削除

3 2021(令和3)年11月17日 改定

第3条2項-特別会員の表記修正。第5条、第6条-参事を廃し、相談役の新設と任務を追記。第7条-常任委員会の構成員を変更。